



第109回 定時株主総会招集ご通知

日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

場所 神戸市長田区苅藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

議案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/5192/>



招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	40
計算書類	52
監査報告書	60

三ツ星ベルト株式会社

証券コード 5192

証券コード：5192

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

神戸市長田区浜添通4丁目1番21号

三ツ星ベルト株式会社

代表取締役社長 池田 浩

株主各位

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第109回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.mitsuboshi.com/stockholder/information/meeting.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5192/teiji/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「三ツ星ベルト」又は「コード」に当社証券コード「5192」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、3頁及び4頁に記載の方法により、2024年6月26日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

2 場 所 神戸市長田区苅藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3 目的事項

報告事項 1. 第109期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第109期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- その他、株主の皆さまへのご案内事項につきましては、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時15分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票
XXXXXXXXXX月XX日

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXX
郵便番号 XXXXX
XXXXXXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

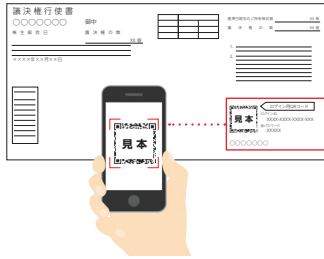
- (1) インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



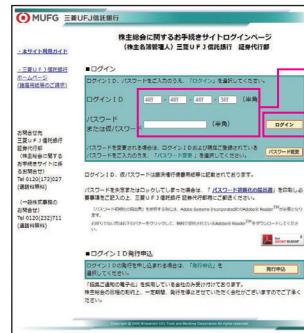
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当社は、成長投資への原資を確保したうえでの株主還元の充実を実現し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針といたします。

また、2022年5月13日に公表した'21中期経営計画（2021年度～2023年度）の見直しにおいては、2023年3月期及び2024年3月期の連結配当性向は100%を目標とすることとしております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績並びに財務状況等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおり1株につき125円（年間配当は前期と同額の250円）といたしたいと存じます。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金125円
総額	3,546,020,750円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役池田 浩、中嶋正仁、熊崎敏美、又場敬司、倉本信二、宮尾龍蔵、奥田真弥、三宅由佳の8氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「人事・報酬諮問委員会」の答申に基づき、取締役会にて決議しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位				
1	いけだ ひろし 池田 浩	代表取締役社長 社長執行役員	再任	男性		
2	くまざき としみ 熊崎 敏美	取締役 常務執行役員	再任	男性		
3	またば けいじ 又場 敬司	取締役 常務執行役員	再任	男性		
4	くらもと しんじ 倉本 信二	取締役 常務執行役員	再任	男性		
5	たけだ かずひろ 竹田 和浩	常務執行役員	新任	男性		
6	おくだ しんや 奥田 真弥	取締役（社外）	再任	社外	独立	男性
7	みやけ ゆか 三宅 由佳	取締役（社外）	再任	社外	独立	女性
8	つじ やすひろ 辻 泰弘	監査役（社外）	新任	社外	独立	男性

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員
男性 男性取締役候補者
女性 女性取締役候補者

候補者番号

1

いけだ
池田ひろし
浩

(1957年7月8日生)

再任

男性



所有する当社株式の数

29,095株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2016年2月	当社経営企画室長兼東京総務統括部長
1999年12月	当社産業資材事業本部営業第2統括部長	2016年4月	当社常務執行役員
2007年7月	ミツボシ オーバーシーズ ヘッド フーターズ プライベート リミテッド 出向	2019年6月	当社取締役
		2019年6月	当社総務部担当
2012年4月	当社執行役員	2021年6月	当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)
2015年2月	当社社長室長		

取締役候補者とした理由

池田浩氏は、当社グループ内で営業部門及び経営企画部門の責任者を務めるなど、営業分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。その広範囲な視点と行動力・リーダーシップ力により、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進し、新たな中期経営計画を達成するためにも適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

くまざき
熊崎としみ
敏美

(1957年11月10日生)

再任

男性



所有する当社株式の数

19,243株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2017年4月	当社執行役員
2010年4月	当社産業資材事業本部生産統括部 四国地区生産担当部長	2019年10月	当社産業資材生産管理センター長
2012年1月	当社産業資材事業本部生産統括部 長兼管理本部総務部四国工場長	2020年4月	当社常務執行役員(現任)
2013年3月	ピー・ティ セイワ インドネシア社長	2020年6月	当社財務部担当(現任)
2015年9月	スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド社長	2021年6月	当社取締役(現任)
		2022年4月	当社生産本部長(現任)兼同本部生産技術部長

取締役候補者とした理由

熊崎敏美氏は、当社グループ内で生産部門・財務部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、生産分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける更なる生産体制の合理化・効率化のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号
3

またば けいじ
又場 敬司 (1962年11月20日生)

再任
男性



所有する当社株式の数

14,943株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2015年 12月	当社産業資材管理統括部長
2005年 7月	上海共星機帯国際貿易有限公司 総経理	2016年 4月	当社常務執行役員(現任)
2013年 9月	当社産業資材海外事業強化室長 (営業統括)	2021年 6月	当社取締役(現任)
2014年 4月	当社執行役員	2022年 4月	当社産業資材営業本部長兼法務部 担当(現任)

取締役候補者とした理由

又場敬司氏は、当社グループ内で営業部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、営業分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの収益拡大及び当社製品の新たな需要の創造のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号
4

くらもと しんじ
倉本 信二 (1957年6月29日生)

再任
男性



所有する当社株式の数

20,218株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2019年 4月	当社常務執行役員
2003年 9月	当社管理本部購買部長	2021年 4月	当社上席常務執行役員
2008年 7月	当社管理本部人事部長	2022年 4月	当社人事総務本部長(現任)兼同本部 人事部長
2011年 2月	当社産業資材事業本部営業第3統 括部長	2022年 6月	当社取締役(現任)
2013年 5月	当社人事部長	2022年 6月	当社常務執行役員(現任)
2016年 4月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

倉本信二氏は、当社グループ内で購買部門や営業部門、人事・教育部門、総務部門及びDX推進部門の責任者を務めるなど、管理分野について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける経営・管理体制を更に強化し、人的資本・知的財産への投資や多様な人材の育成・確保に取り組んでいくため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号
5

たけだ かずひろ
竹田 和浩 (1960年6月24日生)

新任
男性



所有する当社株式の数

11,295株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員
2009年4月	当社産業資材事業本部技術統括部 技術第2部長	2019年4月	当社産業資材生産統括部長兼四国 地区担当
2012年3月	当社産業資材事業本部技術統括部 長兼製品開発部長	2021年1月	三ツ星ベルト技研(株)社長
2015年7月	ミツボシ ポーランド スーパーズ ーオー社長	2021年4月	当社常務執行役員(現任)
2018年4月	当社産業資材技術統括部製品技術 第1部長	2024年4月	当社技術本部長兼技術本部シス テム製品開発部長兼デジタル戦略本 部担当(現任)

取締役候補者とした理由

竹田和浩氏は、当社グループ内で技術部門、生産部門、DX推進部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、技術関連業務及び生産分野について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける技術開発及び当社製品・サービスの品質向上の推進のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者としてしました。

候補者番号
6

おくだ しんや
奥田 真弥 (1952年7月26日生)

再任
独立
社外
男性



所有する当社株式の数

1,200株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	通商産業省(現 経済産業省)入省	2020年6月	当社取締役(現任)
2007年5月	(社)関西経済連合会専務理事	2020年6月	(一財)日本エネルギー経済研究所 理事(現任)
2008年7月	住友金属工業(株)入社	2021年6月	(一社)日本動力協会理事(現任)
2011年6月	同社取締役専務執行役員		〔重要な兼職の状況〕
2012年10月	新日鐵住金(株)(現 日本製鉄(株))常務 執行役員		石油連盟専務理事
2015年6月	石油連盟専務理事(現任)		(一財)日本エネルギー経済研究所理事
2019年6月	当社監査役		(一社)日本動力協会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

奥田真弥氏は、経済産業省や関西経済連合会で要職を務められ、また、住友金属工業株式会社等で経営に携われ、経営者としての豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役及び社外取締役在任期間において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号
7

み や け
三宅 由佳 (1975年10月19日生)

再任 社外
独立 女性



所有する当社株式の数

500株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月	当社入社	2017年12月	アンビシャス(株)監査役
2002年1月	朝日アーサーアンダーセン(株)入社	2021年6月	(福)兵庫県社会福祉協議会理事(現任)
2003年12月	税理士法人トーマツ入社	2022年6月	当社取締役(現任)
2004年2月	税理士登録(近畿税理士会)		[重要な兼職の状況]
2006年4月	三宅由佳税理士事務所所長(現任)		三宅由佳税理士事務所所長
2012年10月	(株)オーバルコンサルティング取締役(現任)		(株)オーバルコンサルティング取締役(福)兵庫県社会福祉協議会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三宅由佳氏は、税理士として培われた専門知識・経験等を有しており、また、(株)オーバルコンサルティングで経営に携われ、経営コンサルタントとしての豊富な経験や実績、高い見識を有しております。官民連携事業にも積極的に携われ、人的資本分野においても高い見識を有しており、当社社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号
8

つじ
辻

やすひろ
泰弘

(1955年12月27日生)

新任 社外
独立 男性



所有する当社株式の数

500株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	民社党本部政策審議会入局	2016年 5月	東京医療保健大学医療保健学部客員教授
1995年 7月	日本労働組合連合会経済産業局部長、秘書室部長	2020年 6月	当社監査役（現任）
2001年 7月	参議院議員	2023年 4月	東京医療保健大学看護学部客員教授（現任）
2009年 1月	参議院厚生労働委員会委員長		
2011年 9月	厚生労働副大臣		

〔重要な兼職の状況〕
東京医療保健大学看護学部客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻泰弘氏は、国会議員や厚生労働副大臣として国政に携わり、人材育成・職場環境整備などの人的資本分野において豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や監査役会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を社外取締役候補者としてしました。

また、同氏には独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 当社は、奥田真弥、三宅由佳及び辻泰弘の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- なお、三宅由佳氏は、1999年4月に当社に定期採用にて入社し、2001年12月まで在籍しておりましたが、その退職後において、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。
2. 奥田真弥及び三宅由佳の両氏は現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって奥田真弥氏が4年（社外監査役も含めた通算の在任期間は5年）、三宅由佳氏が2年となります。
3. 辻泰弘氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。なお、同氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたします。
4. 当社は奥田真弥及び三宅由佳の両氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、辻泰弘氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

[ご参考]

第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

	経営・ 事業 企画	人事・ 総務・ 法務	データ デジタル (DX 推進)	財務・ 会計	ESG・ サステ ナビリ ティ	技術・ イノー ベーション	調達・ 生産	営業・ マーケ ティング	グロー バル 経 験
代表取締役 取締役社長 池田 浩	○	○			○			○	○
取締役 熊崎 敏美	○			○			○	○	○
取締役 又場 敬司	○	○						○	○
取締役 倉本 信二		○	○		○		○	○	
取締役 竹田 和浩			○			○	○		○
取締役 (独立社外 取締役) 奥田 真弥	○				○			○	○
取締役 (独立社外 取締役) 三宅 由佳				○	○				
取締役 (独立社外 取締役) 辻 泰弘		○			○				

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役増田健吉及び監査役辻泰弘の両氏は、本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

いしだ かずとし
石田 和利 (1957年10月10日生)

新任

男性



所有する当社株式の数

15,269株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2011年 2月	当社産業資材事業本部 生産管理センター 生産技術担当 部長
2008年 4月	当社産業資材事業本部 生産管理センター 開発技術担当 部長	2015年 7月	ピー・ティセイワインドネシア社長
2008年 5月	エム・ビー・エル(ユー・エス・エー)コーポレーション生産担当副社長	2017年 4月	当社執行役員
		2020年 4月	当社常務執行役員 (現任)
		2021年 4月	当社購買部長 (現任)

監査役候補者とした理由

石田和利氏は、当社グループ内で生産部門、購買部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、生産分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の実状に精通しております。当社の経営全般の監視とコンプライアンスの向上に最適な人材と判断し、同氏を監査役候補者としてしました。

新任 新任監査役候補者 男性 男性監査役候補者

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、当社監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。石田和利氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えるため、補欠の社外監査役として、1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

かとう いちろう
加藤 一郎 (1955年4月1日生)

新任 社外
独立 男性



所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 弁護士登録(東京弁護士会)

1983年4月 小堀合同法律事務所(現村田・加藤・小森法律事務所)入所、現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

加藤一郎氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験等を有しており、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を補欠の社外監査役候補者としました。

新任 新任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員 **男性** 男性監査役候補者

- (注) 1. 加藤一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、コロナ禍からの正常化に向けた社会経済活動の進展により、回復基調を維持しましたが、インフレ抑制のための金融引き締め政策や地政学的リスク、中国・欧州経済の低迷などの影響により回復ペースの鈍化が見られました。

このような環境の中、「'21中期経営計画」の最終年度となる2023年度は、2030年度の「ありたい姿」に向けた基盤強化期間として収益性、資本効率性、設備投資額、株主還元、ESGの各々にKPIを設定し、これらの達成に向けて取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高84,014百万円（前連結会計年度比1.3%増）、営業利益7,759百万円（前連結会計年度比14.1%減）、経常利益9,605百万円（前連結会計年度比8.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や事業構造改善費用などにより7,102百万円（前連結会計年度比0.4%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

自動車用ベルトは、ユーザーの半導体不足に起因する減産が解消され、生産が回復しており、前連結会計年度を上回る傾向で推移し、売上高が増加しました。

一般産業用ベルトは、2024年7月の日本銀行券刷新を控え金融端末向けの受注が好調でしたが、射出成形機、工作機械、ロボット業界向けなどの落ち込みにより、売上高が減少しました。

搬送ベルトは、半導体製造装置向けが低調でしたが、食品業界向け補修ベルト販売が好調に推移したため、売上高が増加しました。

合成樹脂素材は、前連結会計年度と比較して大口物件が減少したことから、売上高が減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は27,362百万円（前連結会計年度比3.3%減）、セグメント利益は8,053百万円（前連結会計年度比12.2%減）となりました。

【海外ベルト事業】

自動車用ベルトは、補修市場はアジアにおいて市中の在庫調整の影響を受け売上が低調でしたが、組込向けは中国、米国及び欧州において四輪車用、インドにおいて二輪車用の新規需要獲得により、売上高が増加しました。

一般産業用ベルトは、市中の在庫調整に加え市況が低迷したことにより売上高が減少しました。

また、OA機器用ベルトは、ペーパーレス化による需要減少に伴う顧客での減産により、売上高が減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は43,935百万円（前連結会計年度比0.7%減）、セグメント利益は2,123百万円（前連結会計年度比38.6%減）となりました。

【建設資材事業】

建築防水部門は、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限の緩和により改修工事の需要が回復し、売上高が増加しました。土木遮水部門は廃棄物処分場などの大型工事物件が寄与し、売上高が増加しました。また、土木防水部門は2023年2月からの事業譲受により、売上高が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は7,307百万円（前連結会計年度比41.9%増）、セグメント利益は589百万円（前連結会計年度比188.8%増）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、電子材料、仕入商品などが含まれております。電子材料は、データセンター向けの大口受注や国内外での新規顧客開拓により売上高が増加しました。

その他の売上高は5,409百万円（前連結会計年度比3.7%増）、セグメント利益は209百万円（前連結会計年度比30.7%増）となりました。

(注) 上記の各セグメントにおける売上高は外部顧客への売上高を記載しており、セグメント利益はセグメント間取引消去前の金額を記載しております。

なお、セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

(事業別売上高・セグメント利益)

	国内ベルト事業	海外ベルト事業	建設資材事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	27,362	43,935	7,307	5,409	84,014	—	84,014
セグメント利益	8,053	2,123	589	209	10,976	△3,216	7,759

(注) 1. 売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. セグメント利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2. 設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、中長期的な企業価値向上を図るため、2022年5月に'21中期経営計画(2021~2023年度)の見直しを行い、設備投資枠を8,000百万円増額し23,000百万円といたしました。これに対する実行実績は、22,848百万円となり、内訳は生産・物流再編に12,560百万円、設備・建屋の更新に4,228百万円、新規市場向け設備投資に2,867百万円、脱炭素化推進などの環境対策に1,100百万円、R&D、DX推進、人財投資などに2,093百万円となりました。

なお、2023年度の資産計上ベースでの投資額は、7,545百万円であり自己資金で実施いたしました。

3. 対処すべき課題

先行きについては、欧米でのインフレ鎮静化と利下げの開始が見込まれ、景気持ち直しが期待されますが、地政学的リスクの更なる高まり、中国経済の低迷継続などの悪影響も懸念されるなど不透明で不確実性を伴うものと予測されます。

このような環境の中、変化にぶれない強い企業体質の確立を進め、2030年度の「ありたい姿」の実現に向け、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とする「'24中期経営計画」を2024年5月14日に公表いたしました。当該期間を成長加速期間として収益性、資本効率性、設備投資額、株主還元、ESGの各々にKPIを設定し、これらの達成に向け取り組んでまいります。

基本理念「人を想い、地球を想う」のもと、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献できる企業づくりを推進し、全てのステークホルダーに信頼される経営に努めます。

[ご参考]

昨年、理念体系を再整理し「目指す姿」を策定しました。

基本理念「人を想い、地球を想う」のもと、高機能、高精度、高品質な製品の提供を通して社会に貢献すべく、グループ社員の力を掛け合わせ、100年の歴史で培った“カガク”のチカラで人々の快適な暮らしを支える会社となるよう、今日に誇りを持ち、明日に希望を託し行動してまいります。



[ご参考]

2030年度の「ありたい姿」

変化にぶれない強い企業体質の確立

収益性	売上高 1,000 億円 営業利益額 130 億円	<ul style="list-style-type: none">・ コア事業の体質を強化し、更なる収益性の向上・ 持続的成長が可能となる新たな成長分野への投資 → 環境配慮型製品の開発および販売体制の強化 M&A、オープンイノベーション
資本効率性	ROE 10 %	<ul style="list-style-type: none">・ 財務体質の強化から、資本効率の向上への進化
株主還元 設備投資	中長期的な企業価値向上を図る 資本政策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 持続可能な社会の実現につながる研究、次世代を担う高機能、高精密、高品質な製品開発・生産システムへの積極的な投資・ 成長投資への原資を確保したうえでの株主還元の充実
人財戦略	変革を推進する人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 「人」の力を最大限に発揮できる人事制度、教育制度、職場環境の充実・ 多様性を尊重した新しい発想、変革を恐れないチャレンジ精神を大切にする「企業風土」の醸成
ESG	持続可能な社会の実現への貢献 (社会・環境・経済価値の向上)	<ul style="list-style-type: none">・ 環境に関する社会的課題への積極的な取り組み → 「2050年カーボンニュートラルへ向け」 2030年度CO₂排出量削減目標値:2013年度比で46% (国内8拠点 Scope 1&2)・ ESG評価 グローバル基準最高ランクの取得

'24中期経営計画 2026年度（最終年度）のKPI

- 2030年度の「ありたい姿」の実現に向けた成長加速期間とし、下記KPIを設定

2026年度 KPI目標

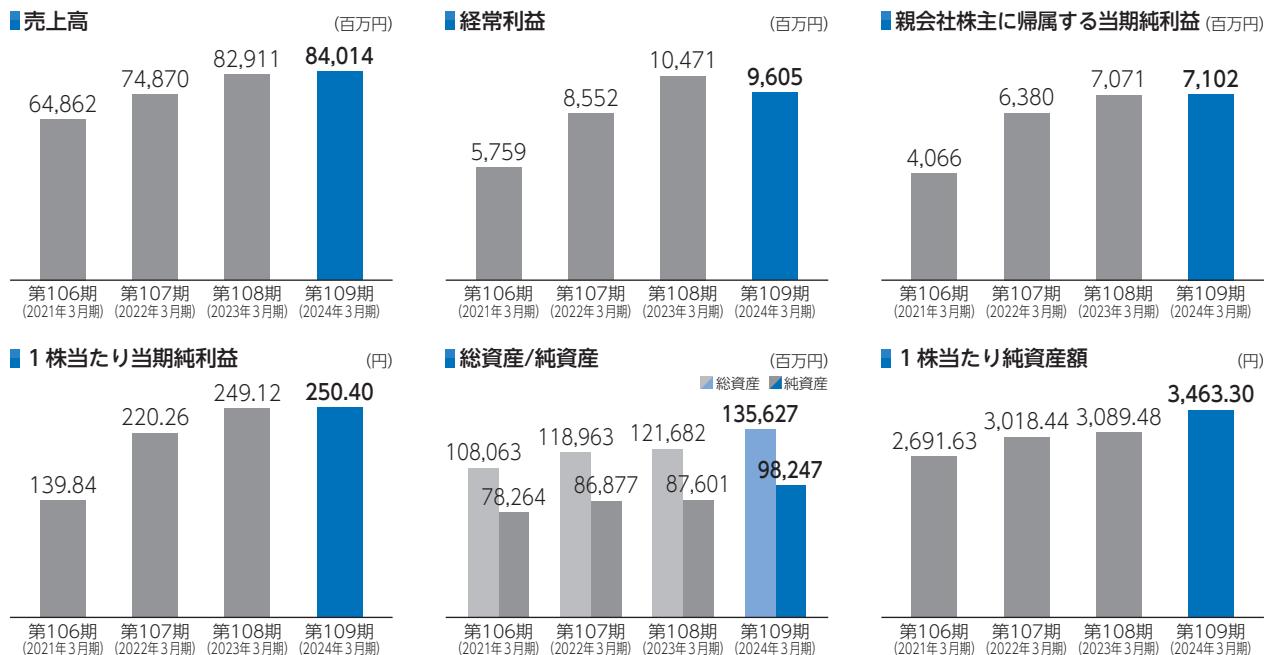
収益性	売上高 915 億円 営業利益額 105 億円 (11.5%)
資本効率性	ROE 9 % 政策保有株式売却額 50 億円 (当中計期間)
設備投資額	当中計期間の設備投資枠 200 億円 (M&A含まず)
株主還元	配当の安定性の維持 DOE (株主資本配当率) の目安 5.4 %程度 (1株当たり配当金 180 円以上) 当中計期間の自己株式取得 30 億円
ESG	Scope 1 & 2 国内8拠点 CO ₂ 排出量削減目標値 2013年度比 40 %
想定為替レート	1 USD = 130円

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第106期 (2021年3月期)	第107期 (2022年3月期)	第108期 (2023年3月期)	第109期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	64,862	74,870	82,911	84,014
経 常 利 益 (百万円)	5,759	8,552	10,471	9,605
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,066	6,380	7,071	7,102
1株当たり当期純利益	139円84銭	220円26銭	249円12銭	250円40銭
総 資 産 (百万円)	108,063	118,963	121,682	135,627
純 資 産 (百万円)	78,264	86,877	87,601	98,247
1株当たり純資産額	2,691円63銭	3,018円44銭	3,089円48銭	3,463円30銭

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。



5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	3,550,000 千インドルピー	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
エム・ビー・エル (ユー・エス・エー) コーポレーション	30,000 千米ドル	100.0	ベルトの製造、販売
スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド	1,200,000 千タイバーツ	直接所有 94.92 間接所有 5.08	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド	30,000 千米ドル	直接所有 68.9 間接所有 31.1	ベルトの製造、販売並びに 海外への販売等の統括業務
蘇州三之星機帯科技有限公司	163,710 千中国元	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000 千米ドル	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スーパーカズー オー	4,184 千ユーロ	100.0	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト技研(株)	400 百万円	100.0	生産システムの開発、試作
ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア	3,000 千米ドル	直接所有 99.67 間接所有 0.33	ベルトの製造、販売
ピー・ティ ミツボシ ベルティングセールス インドネシア	1,500 千米ドル	間接所有 100.0	ベルトの販売
三ツ星ベルト販賣(株)	98 百万円	100.0	ベルト、その他ゴム製品及 び合成樹脂製品の販売
上海共星機帯国際貿易有限公司	2,483 千中国元	間接所有 100.0	ベルトの販売

6. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。

各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主な製品
国内ベルト事業 海外ベルト事業	自動車用ベルト、一般産業用ベルト、農業機械用ベルト、OA機器用ベルト、搬送ベルト、その他ベルト
建設資材事業	建築用防水シート、土木用遮水シート、その他関連製品、土木防水工事の実施
その他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、電子材料、サービス事業等

7. 主要拠点等 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営 業 所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工 場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事 業 所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子 会 社	国 内	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ星ベルト技研(株)（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣(株)（東京都中央区）
	海 外	<ul style="list-style-type: none"> ・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帯科技有限公司（中国） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スーパーカズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング セールス インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帯国際貿易有限公司（中国）

8. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減(△)数
国内ベルト事業	1,206 ^人	△29 ^人
海外ベルト事業	2,678	114
建設資材事業	67	3
その他の	290	25
全社(共通)	230	16
合計	4,471	129

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

9. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	3,350 ^{百万円}
(株)三井住友銀行	1,328
(株)日本政策投資銀行	400

II 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 130,000,000株
2. 発行済株式の総数 31,104,198株 (自己株式 2,736,032株を含む。)

(注) 2024年2月7日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,500,000株減少しております。

3. 株主数 (前期末比17,233名増) 33,957名

4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	3,623	12.77
(株) 三 菱 U F J 銀 行	1,170	4.13
星 友 持 株 会	1,097	3.87
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	730	2.58
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	686	2.42
三 ツ 星 ベ ル ト 社 員 持 株 会	551	1.95
(株) 三 井 住 友 銀 行	542	1.91
三 信 (株)	500	1.76
K I S C O (株)	412	1.46
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	412	1.46

(注) 1. 当社は自己株式2,736,032株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3. 上記の持株数には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。

日本マスタートラスト信託銀行(株) 3,623千株

(株)日本カストディ銀行 730千株

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役 (社 外 取 締 役 除 く)	8,213	5

(注) 上記は、当社取締役 (社外取締役を除く) に対して譲渡制限付株式報酬として交付したものです。

なお、上記のほか、当社執行役員10名に対して譲渡制限付株式報酬として5,596株を交付しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長 (社長執行役員)		池 田 浩
取 締 役 (専務執行役員)	技術本部長、デジタル戦略本部担当	中 嶋 正 仁
取 締 役 (常務執行役員)	生産本部長兼同本部生産技術部長、財務部担当	熊 崎 敏 美
取 締 役 (常務執行役員)	産業資材営業本部長、法務部担当	又 場 敬 司
取 締 役 (常務執行役員)	人事総務本部長兼同本部人事部長	倉 本 信 二
取 締 役	神戸大学大学院経済学研究科教授	宮 尾 龍 蔵
取 締 役	石油連盟専務理事、(一財)日本エネルギー経済研究所理事、 (一社)日本動力協会理事	奥 田 真 弥
取 締 役	三宅由佳税理士事務所所長、 (株)オーバルコンサルティング取締役、 (福)兵庫県社会福祉協議会理事	三 宅 由 佳
監 査 役 (常 勤)		増 田 健 吉
監 査 役	東京医療保健大学看護学部客員教授	辻 泰 弘
監 査 役	(株)神戸製鋼所嘱託、 ジャパン スーパーコンダクタ テクノロジー(株)監査役、 神鋼リードミック(株)監査役、神鋼ノース(株)監査役	田 中 純
監 査 役	弁護士法人北浜法律事務所パートナー、 京都工芸繊維大学監事、(株)千趣会社外監査役	滝 口 広 子

- (注) 1. 取締役宮尾龍蔵、取締役奥田真弥及び取締役三宅由佳の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役辻泰弘、監査役田中純及び監査役滝口広子の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役宮尾龍蔵、取締役奥田真弥及び取締役三宅由佳の3氏、並びに監査役辻泰弘、監査役田中純及び監査役滝口広子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2023年6月29日開催の第108回定時株主総会の終結の時をもって、山口良雄氏が任期満了により取締役を退任しました。
5. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。
- ただし、被保険者の故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は当社が全額負担しております。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
上席常務執行役員	人事総務本部東京総務統括部長、東京地区担当	下村 徹
常務執行役員	購買部長	石田 和利
常務執行役員	三ツ星ベルト技研(株)代表取締役社長	竹田 和浩
常務執行役員	研究開発本部長	高田 俊通
執行役員	人事総務本部副本部長兼同本部総務部名古屋工場長、名古屋地区担当、三ツ星ベルト樹脂(株)代表取締役社長	永田 昭裕
執行役員	技術本部副本部長、四国地区担当	出口 勲
執行役員	経営企画室長	井之上 浩基
執行役員	社長室長	辻 政嗣
執行役員	エンジニアリング本部長兼同本部システム開発部長	山下 敏昭
執行役員	産業資材営業本部副本部長兼同本部営業第1部長	小阪田 広哉

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（当社における「取締役の報酬等に関する支給基準内規」を示し、以下「決定方針」という。）については、その原案を、経営陣の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した「人事・報酬諮問委員会」（委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする任意の諮問委員会）に諮問し、その答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の報酬等は、その総額が株主総会において定められた金額の範囲内とならなければならないものとし、個々の取締役の報酬等を決定するにあたっては、株主総会において定められた金額の範囲内で、人事・報酬諮問委員会の審議・決定を経て、前記の「決定方針」にて定めた「支給基準表」に従い、各取締役の職責・職務・業績等を考慮した適正な水準とすることを、「基本方針」としております。

「取締役の報酬等」については、基本報酬（金銭報酬）としての基本給・職位給・業績考慮部分及び基本報酬（株式報酬）としての譲渡制限付株式により構成するものとし（「業績考慮部分」については、2024年7月度支給分より、「売上高」・「営業利益」・「自己資本利益率」を指標とする「業績連動部分」に変更予定。変更後の報酬の種類ごとの比率は、業績指標を100%達成した場合、概ね基本報酬（金銭報酬）固定部分：基本報酬（金銭報酬）業績連動部分：基本報酬（株式報酬）＝60：20：20となるようにしております。ただし、実際に支給する業績連動部分は、当社の業績により変動するため、支給割合は変動します。）、「社外取締役の報酬等」については、その職責・職務等に鑑み、基本報酬（金銭報酬）としての基本給のみで構成しております。

その他には、「報酬等の支給時期・支給方法等」・「滞在費・旅費」・「報酬等の減額措置」に関する事項を定めております。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、人事・報酬諮問委員会において確認・審議等され、取締役会において決定されていることから、前記の「決定方針」に沿うものであると判断しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象人員
		基本報酬		
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	百万円 316	百万円 278	百万円 37	名 9
監 査 役	39	39	—	4
合 計	355	318	37	13

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役3名に対する報酬等の額は23百万円、社外監査役3名に対する報酬等の額は22百万円であります。
 なお、社外取締役及び監査役には非金銭報酬等は支給しておりません。
2. 上記には、2023年6月29日開催の第108回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記のほか、2004年6月29日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、退任取締役1名に対して役員退職慰労金17百万円を支給しております。
4. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く。）6名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
5. 業績連動報酬等は支給しておりません。
6. 2021年6月29日開催の第106回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額540百万円以内（うち社外取締役40百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とすること、また、上記報酬額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額180百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を120,000株とすることを決議しております。
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第89回定時株主総会において、月額7百万円以内と決議しております。
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	宮 尾 龍 蔵	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100%（14/14回）であります。 [主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要] 主に経済学者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	奥 田 真 弥	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。</p> <p>〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕</p> <p>主に経営者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社 外 取 締 役	三 宅 由 佳	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。</p> <p>〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕</p> <p>主に税理士として、また官民連携事業に携わる専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社 外 監 査 役	辻 泰 弘	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。</p> <p>・監査役会への出席状況 出席率は100% (11/11回) であります。</p> <p>〔主な活動状況〕</p> <p>主に国政に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。</p>
社 外 監 査 役	田 中 純	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。</p> <p>・監査役会への出席状況 出席率は100% (11/11回) であります。</p> <p>〔主な活動状況〕</p> <p>主に長年監査業務に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。</p>
社 外 監 査 役	滝 口 広 子	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。</p> <p>・監査役会への出席状況 出席率は100% (11/11回) であります。</p> <p>〔主な活動状況〕</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。</p>

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
(1) 当社が支払うべき報酬等の額	百万円 42
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針及び当該基本方針の運用状況の概要

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容（最終改定2015年4月28日）及び当該体制の運用状況（2023年4月1日以降2024年3月31日までの期間）は、以下のとおりであります。

①コンプライアンス － 法令・定款への適合体制

当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

当社は、「三ツ星ベルトグループ行動基準」を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

【運用状況の概要】

“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定（2022年に改定）しており、引き続き、その周知・浸透に取り組んでおります。コンプライアンス推進活動については、その重点実施事項として、「①当社グループの事業活動に関わる法令や社会からの要請を再整理・検討し、これらに応じた当社の内部統制体制（各種の会議体・委員会の位置づけ・役割等）を再構築すること」、「②各種のコンプライアンス教育活動（階層別教育、機能別教育、国内・海外拠点向け個別教育・意見交換等）を継続的に実施すること」を定めてそれらの対応策に取り組むとともに、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会において、それらの進捗状況等を確認・協議等のうえ、社長及び取締役会にそれぞれ報告しております。

また、当社の子会社において、法令・定款の違反等により当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合、「関係会社管理規程」に基づき、その事実等を当社へ速やかに報告することを義務づける体制を維持・管理し運用しております。

さらに、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、社外の法律事務所（弁護士）を窓口とする内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置し、その周知を図るとともに、当社又は国内グループ会社の役員・従業員による不正行為等の早期発見と是正を図っております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の統括部署を本社総務部とし、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

②情報の保存・管理

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針】

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

【運用状況の概要】

取締役の職務執行に係る情報である取締役会議事録や決裁願書等については、会社法及び「文書管理規程」等に基づき作成・保管・管理しております。

③事業リスク管理　－　損失危険の管理

当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

<当社>

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

<当社の子会社>

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

【運用状況の概要】

<当社>

社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会において、当社グループの事業活動に重大な影響を与える重大リスクとして、「①自然災害・倒産・大規模事故等による事業活動の停止・原材料の供給停止」、「②情報セキュリティインシデントによる情報漏洩・システム停止」、「③CO₂削減目標未達による企業価値低下」、「④製品品質不良によるリコール・求償請求等の対応」、「⑤コンプライアンス違反による企業価値低下」を特定、対応責任部署を明確にし、それらの対応策に取り組むとともに、これら事業リスク管理活動の進捗状況等を確認・協議等のうえ、社長及び取締役会にそれぞれ報告しております。

<当社の子会社>

当社の子会社の経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて、当社は、適宜その支援を行っております。また、当社の子会社において重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、「関係会社管理規程」に基づき、その事実等を当社へ速やかに報告することを義務づける体制を維持・管理し運用しております。

④職務執行の効率性の確保

当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

<当社>

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

<当社の子会社>

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

【運用状況の概要】

<当社>

執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にし、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年見直すことにより、効率的執行を図っております。

また、「責任権限規程」等に基づく権限委譲により、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制を維持・管理し運用しております。

<当社の子会社>

当社の経営方針に基づき、各子会社はその経営計画を策定し、社長がこれを承認し当社取締役会に報告した上で、経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリング・指導等を行っております。

⑤ 自社への報告体制

当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針】

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

【運用状況の概要】

当社は、当社の子会社を統括・管理することによって、当社の子会社における業務の適正を確保するための体制を維持・管理し運用するとともに、監査部において、当社グループの年間監査計画を作成し往査を実施しております。

また、当社は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」の評価を実施するとともに、会計監査人による監査を受けております。

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

【基本方針】

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

【運用状況の概要】

当社は、各子会社より毎月度の経営報告書の提出を受け、各子会社の損益状況と問題点を把握しております。

また、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合についても、その事実等を報告するよう義務づけております。

⑥監査役の補助使用人

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

【基本方針】

当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

【運用状況の概要】

監査役会の要請に基づき、2021年1月1日に監査役室を設置し、兼務の補助使用人を明確にしております。

補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針】

当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

【運用状況の概要】

「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、監査役室（補助使用人）の任命・異動・人事評価等については、監査役の意見を考慮しており、また、監査役室（補助使用人）は、監査役の指示する業務を行うに際しては、監査役の指揮命令に従っております。

⑦監査役への報告体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【基本方針】

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

【運用状況の概要】

「内部統制システムの整備に関する基本方針（監査役への報告に関する体制等）」に従い、維持・管理し運用しております。

⑧監査役の職務執行にかかる費用

当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針】

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

【運用状況の概要】

監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて処理しております。

⑨監査役による監査の効率性

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

【運用状況の概要】

監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の3者間（三様監査会議）で意見交換を図っております。

(注) 本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	80,107	流 動 負 債	23,731
現金及び預金	35,855	支払手形及び買掛金	10,033
受取手形、売掛金及び契約資産	17,712	短期借入金	2,303
商品及び製品	18,309	1年内返済予定の長期借入金	1,000
仕掛品	2,861	未払金	2,920
原材料及び貯蔵品	4,440	未払法人税等	1,805
その他	1,060	賞与引当金	885
貸倒引当金	△131	製品保証引当金	495
		その他	4,289
固 定 資 産	55,519	固 定 負 債	13,648
有 形 固 定 資 産	30,458	長期借入金	3,000
建物及び構築物	9,049	繰延税金負債	7,503
機械装置及び運搬具	10,370	退職給付に係る負債	2,085
工具器具及び備品	2,361	役員退職慰労引当金	18
土地	4,004	資産除去債務	327
リース資産	1,420	その他	713
建設仮勘定	3,251		
無 形 固 定 資 産	625	負 債 合 計	37,380
ソフトウェア	453	純資産の部	
のれん	88	株 主 資 本	73,481
その他	83	資本金	8,150
		資本剰余金	2,111
投 資 そ の 他 の 資 産	24,435	利益剰余金	68,088
投資有価証券	22,614	自己株式	△4,868
繰延税金資産	1,352	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	24,765
その他	477	その他有価証券評価差額金	14,700
貸倒引当金	△8	為替換算調整勘定	10,047
		退職給付に係る調整累計額	17
資 産 合 計	135,627	純 資 産 合 計	98,247
		負 債 純 資 産 合 計	135,627

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		84,014
売 上 原 価		58,458
売 上 総 利 益		25,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,796
営 業 利 益		7,759
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	859	
そ の 他	1,349	2,208
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58	
そ の 他	304	363
経 常 利 益		9,605
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,074	
移 転 補 償 金	249	1,323
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	606	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	35	641
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,287
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,279	
法 人 税 等 調 整 額	△94	3,184
当 期 純 利 益		7,102
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,102

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日期首残高	8,150	2,143	70,818	△7,559	73,552
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,232		△7,232
親会社株主に帰属する当期純利益			7,102		7,102
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		36		24	60
自己株式の消却		△2,668		2,668	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		2,600	△2,600		-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△32	△2,729	2,691	△70
2024年3月31日期末残高	8,150	2,111	68,088	△4,868	73,481

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日期首残高	8,310	5,785	△48	14,048	87,601
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,232
親会社株主に帰属する当期純利益					7,102
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					60
自己株式の消却					-
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	6,389	4,261	65	10,716	10,716
連結会計年度中の変動額合計	6,389	4,261	65	10,716	10,646
2024年3月31日期末残高	14,700	10,047	17	24,765	98,247

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、エム・ビー・エル (ユー・エス・エー) コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スパーカズー オー、三ツ星ベルト技研(株)、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、ピー・ティ ミツボシ ベルティング セールス インドネシア、三ツ星ベルト販賣(株)、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産……………総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以後の新規取得建物 (附属設備を除く) 及び2016年4月1日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに当社及び子会社の特定資産 (生産システムの開発・試作事業所用資産) については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

- ② 無形固定資産
定額法
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………保証期間内に発生する品質保証費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 製品の販売に係る収益認識
- 当社グループはベルト、建設資材等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。
- なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、製品の出荷時点で収益を認識しております。
- 取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。
- 製品の販売に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。
- ② 工事契約に係る収益認識
- 工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例していると判断しているため、見積り工事総原価に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を算定しております。
- なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- 工事契約に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

③ ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却することとしております。ただし、発生した金額が僅少な場合には、当該連結会計年度の損益として処理することにしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事契約における収益認識

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の収益 3,560百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積り工事原価総額に対する発生原価の割合で算定しております。

工事契約は、主に防水シートの敷設作業であり、過去の実績を基礎として、材料単価・施工費などの工事原価総額の見積りが行われます。また、当該契約は、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくい性質を有しております。

このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事ごとの管理者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものとなります。

2. 固定資産の減損損失

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
連結子会社であるミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッドは、過年度から継続して営業活動による収益性が低下していることから減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、同社が保有する有形固定資産（帳簿価額合計4,390百万円）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていると判断したため、減損損失は計上しておりません。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候があると判断したのれんを含む資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を実施しており、その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画の将来キャッシュ・フローの見積りを用いております。事業計画に基づく将来キャッシュ・フローは、主として安定・継続した受注による営業収益の拡大等を重要な仮定として見積っております。このような将来キャッシュ・フローの見積りについては、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 製品保証引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 495百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、製品の品質保証費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。当社グループが過去に製造した製品に対して納入先が不具合の修理対応等を行った場合に当社グループが負担すると合理的に見込まれる金額に基づき計上しております。

この見積り計算は、修理単価、不具合対応費用の負担割合等を基に計算しておりますが、それらの見積りには不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 77,711百万円

2. 連結会計年度末満期手形の会計処理

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形 455百万円 支払手形 11百万円

(連結損益計算書関係)

1. 移転補償金

翌連結会計年度に予定している一部の連結子会社の本社移転に伴う受取補償金であります。

2. 事業構造改善費用

翌連結会計年度に予定している一部の連結子会社における事業の整理を目的として発生した特別退職金等ではありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	株	株	株	株
普通株式	32,604,198	—	1,500,000	31,104,198

(注) 普通株式の減少は、株式の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	百万円 3,686	円 130	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	3,546	125	2023年9月30日	2023年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	百万円 3,546	円 125	2024年3月31日	2024年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されていますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主として、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券	22,534	22,534	—
資 産 計	22,534	22,534	—
長期借入金	4,000	3,996	△3
負 債 計	4,000	3,996	△3
デリバティブ取引	—	—	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額79百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。
3. デリバティブ取引について、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「長期借入金」に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	22,534	—	—	22,534
資 産 計	22,534	—	—	22,534

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金	—	3,996	—	3,996
負 債 計	—	3,996	—	3,996

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、借入契約毎に分類した当該長期借入金の元金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	国内ベルト	海外ベルト	建設資材	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
地域別						
日本	26,908	—	7,283	34,192	5,391	39,584
アジア	453	28,485	23	28,962	14	28,976
北米	—	10,590	—	10,590	3	10,594
その他の地域	—	4,859	—	4,859	0	4,859
顧客との契約から生じる収益	27,362	43,935	7,307	78,604	5,409	84,014
収益認識の時期別						
一時点で移転される財	27,362	43,935	3,746	75,044	5,409	80,454
一定の期間にわたり移転される財	—	—	3,560	3,560	—	3,560
顧客との契約から生じる収益	27,362	43,935	7,307	78,604	5,409	84,014
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	27,362	43,935	7,307	78,604	5,409	84,014

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、電子材料、サービス事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	17,332百万円
契約資産	379百万円
契約負債	459百万円

連結貸借対照表上、契約資産は流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。また、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	3,463円30銭
2. 1株当たり当期純利益	250円40銭

(重要な後発事象)

投資有価証券の売却

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、当社が保有するJSR株式会社の普通株式800,000株について、JICC-02株式会社が実施するJSR株式会社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」と言います。）に応募することを決議いたしました。本公開買付けは2024年4月16日に終了し、当社の応募株式の全てが買付けられることとなりました。

これにより、翌連結会計年度において、投資有価証券売却益3,402百万円を特別利益として計上いたします。

■ 計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	43,905	流 動 負 債	25,657
現金及び預金	18,544	支払手形	1,306
受取手形、売掛金及び契約資産	18,652	買掛金	10,749
商品及び製品	3,721	短期借入金	2,303
仕掛品	1,248	1年内返済予定の長期借入金	1,000
原材料及び貯蔵品	413	未払金	2,068
短期貸付金	573	未払費用	621
その他の	847	未払法人税等	1,493
貸倒引当金	△97	預り金	4,784
固 定 資 産	55,283	賞与引当金	427
有 形 固 定 資 産	13,300	製品保証引当金	495
建物	4,719	設備関係支払手形	171
構築物	498	その他	235
機械及び装置	1,905	固 定 負 債	9,625
車両運搬具及び工具器具備品	1,531	長期借入金	3,000
土地	3,610	繰延税金負債	5,957
建設仮勘定	1,036	その他	668
無 形 固 定 資 産	413	負 債 合 計	35,282
ソフトウェア	372	純資産の部	
その他の	41	株 主 資 本	49,207
投 資 そ の 他 の 資 産	41,568	資本金	8,150
投資有価証券	22,558	資本剰余金	2,037
関係会社株式	17,379	資本準備金	2,037
長期貸付金	1,395	利益剰余金	43,887
その他	247	その他利益剰余金	43,887
貸倒引当金	△11	価格変動準備金	150
資 産 合 計	99,188	海外投資等損失準備金	258
		固定資産圧縮積立金	558
		別途積立金	2,019
		繰越利益剰余金	40,901
		自己株式	△4,868
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,698
		その他有価証券評価差額金	14,698
		純 資 産 合 計	63,905
		負 債 純 資 産 合 計	99,188

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,926
売 上 原 価		35,251
売 上 総 利 益		10,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,470
営 業 利 益		3,204
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,700	
そ の 他	2,605	6,306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62	
そ の 他	623	685
経 常 利 益		8,824
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,074	1,074
税 引 前 当 期 純 利 益		9,899
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,105	
法 人 税 等 調 整 額	△91	2,013
当 期 純 利 益		7,885

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			
					価格変動 準備金	海外投資等 損失準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金
2023年4月1日期首残高	8,150	2,037	32	2,070	150	258	577	2,019
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△18	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			36	36				
自己株式の消却			△2,668	△2,668				
利益剰余金から 資本剰余金への振替			2,600	2,600				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△32	△32	-	-	△18	-
2024年3月31日期末残高	8,150	2,037	-	2,037	150	258	558	2,019

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
2023年4月1日期首残高	42,829	45,834	△7,559	48,494	8,329	8,329	56,824
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	18	-		-			-
剰余金の配当	△7,232	△7,232		△7,232			△7,232
当期純利益	7,885	7,885		7,885			7,885
自己株式の取得			△2	△2			△2
自己株式の処分			24	60			60
自己株式の消却			2,668	-			-
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△2,600	△2,600		-			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					6,369	6,369	6,369
事業年度中の変動額合計	△1,927	△1,946	2,691	712	6,369	6,369	7,081
2024年3月31日期末残高	40,901	43,887	△4,868	49,207	14,698	14,698	63,905

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以後の新規取得建物 (附属設備を除く) 及び2016年4月1日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～9年

(2) 無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金……………保証期間内に発生する品質保証費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 製品の販売に係る収益認識

当社はベルト、建設資材等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、製品の出荷時点で収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。

製品の販売に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

(2) 工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例していると判断しているため、見積り工事総原価に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を算定しております。

なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

工事契約に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

(3) ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の収益 3,176百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表 (重要な会計上の見積り) 1. 工事契約における収益認識」の内容と同一であります。

2. 製品保証引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 495百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表 (重要な会計上の見積り) 3. 製品保証引当金」の内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,150百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 14,878百万円 長期金銭債権 1,395百万円 短期金銭債務 10,524百万円

3. 事業年度末満期手形の会計処理

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形 220百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

売上高 27,322百万円

仕入高 13,020百万円

営業取引以外の取引高 4,942百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	株	株	株	株
普通株式	4,249,432	459	1,513,859	2,736,032

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少1,500,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少13,809株及び単元未満株式の買増請求による減少50株であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	142百万円
関係会社株式	122
賞与引当金	130
資産除去債務	100
その他	494
繰延税金資産小計	990
評価性引当額	△292
繰延税金資産合計	697
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,281
固定資産圧縮積立金	△246
その他	△127
繰延税金負債合計	△6,654
繰延税金負債の純額	△5,957

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

種 類	会社の名称等	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
		%			百万円		百万円
子会社	三ツ星ベルト販賣(株)	所有 直接 100	当社製品の 販賣	当社製品の販賣 (注) 1	13,204	受取手形、 売掛金及び 契約資産	6,901
				資金の預り (注) 2	3,029	預り金	3,007
子会社	三ツ星ベルト技研(株)	所有 直接 100	当社製品の 仕入	当社製品の仕入 (注) 1	3,096	買掛金	2,100
				資金の預り (注) 2	716	預り金	663
子会社	ミツボシベルティング インディア プライベート リミテッド	所有 間接 100	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	-	短期貸付金	210
						長期貸付金	790

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、市場価格等を勘案して決定しております。
 2. 資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) によるものであり、取引金額には期中平均残高を記載しております。
 なお、利息については、市場金利を勘案して決定しております。
 3. 貸付金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識関係）」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	2,252円73銭
2. 1株当たり当期純利益	278円00銭

(重要な後発事象)

投資有価証券の売却

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、当社が保有するJSR株式会社の普通株式800,000株について、JICC-02株式会社が実施するJSR株式会社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」と言います。）に応募することを決議いたしました。本公開買付けは2024年4月16日に終了し、当社の応募株式の全てが買付けられることとなりました。

これにより、翌事業年度において、投資有価証券売却益3,402百万円を特別利益として計上いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
取締役会 御中

2024年5月20日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 美穂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
取締役会 御中

2024年5月20日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 美穂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

三ツ星ベルト株式会社 監査役会

常勤監査役 増 田 健 吉 ㊞

社外監査役 辻 泰 弘 ㊞

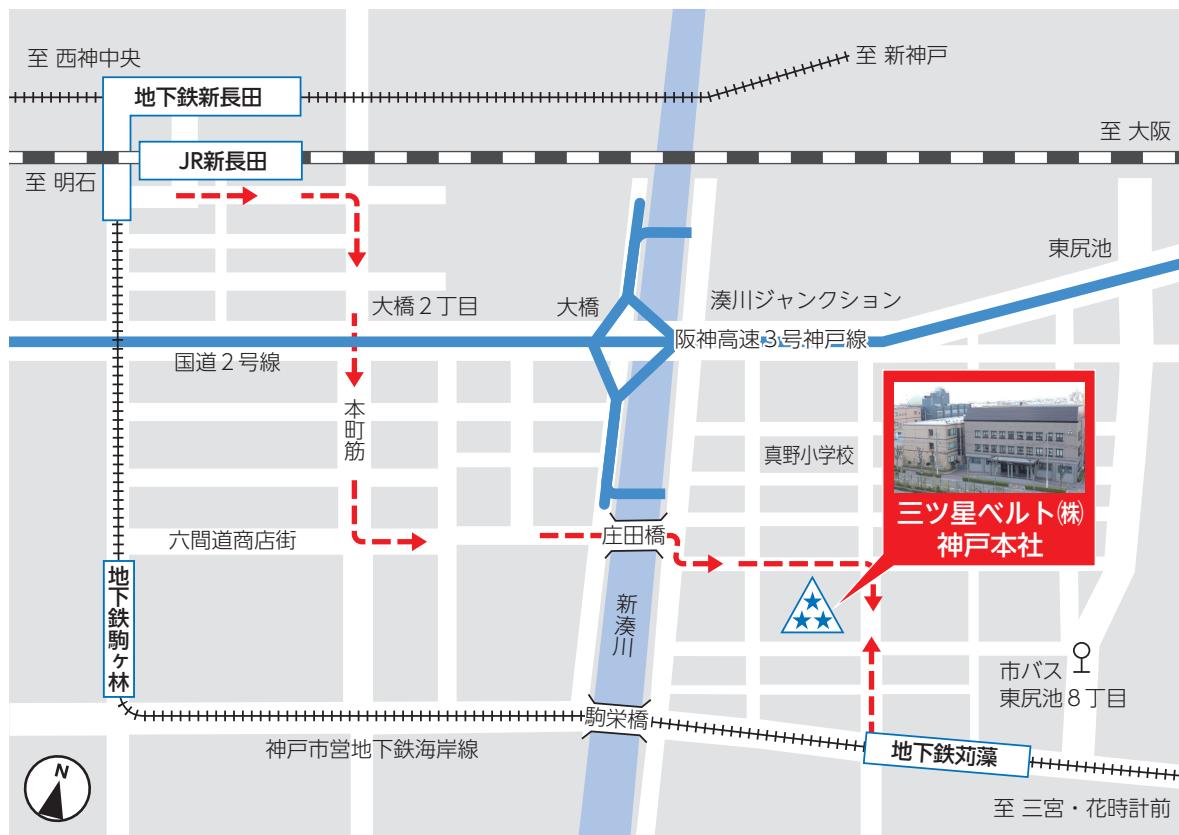
社外監査役 田 中 純 ㊞

社外監査役 滝 口 広 子 ㊞

第109回 定時株主総会

《株主総会 会場》
神戸市長田区荻藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
電話：078-671-5071（代表）

会場ご案内略図



交通の
ご案内

- 「地下鉄海岸線荻藻」駅から徒歩約3分
- 「JR新長田」・「地下鉄新長田」各駅から徒歩約15分

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

